

2月定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月17日（金）午前10時～10時25分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 伊藤 多美恵、河崎 貫一郎、村田 信男、内山 信行、
村田 高子、岡田 保子、落合 直巳、阿部 利男、野村 文雄、
関谷 利彦、正司 浩幸、田中 修、磯部 恵子、河村 守浩、
富永 茂巳、大草 知子・・・（18人）
4. 欠席委員 ……（0人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明申請について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第5号 非農地判断について
議案第6号 農地法施行規則第17条の別段の面積の廃止に伴う告示について
議案第7号 空き家に付随する農地の別段の面積の設定にかかる事務処理要領の廃止について
議案第8号 宇部市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の改正について
第3 報告事項
報告第1号 農地使用目的変更届について
報告第2号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について
報告第3号 農地等の利用状況報告書（一般法人用）について
報告第4号 農地等賃貸借等通知書について
6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、縄田係長

議長： 定刻となりましたので、2月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は18人です。
なお、本日の議事のうち議案第5号につきましては、議案準備に不十分な点がありましたので、いったん取り下げさせていただきます。
議案の繰り上げは行いません。
従いまして、本日の議事は、議案第1号から第8号までの付議事項17件及び報告事項4件となります。
以上で報告を終わります。

議長： 本日の委員18人中18人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。

厚南地区の田中委員、二俣瀬地区の落合委員にお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。
議案第5号については、取り下げということによろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、議案第5号は取り下げとし、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの上から1番目から3番目までの旧市地区の議案、1番から3番までの3件について説明します。

3番について、質問がありましたので回答します。質問は、意見書の3ページの右側の下から7番目の周辺農地の営農条件への支障についてです。「農業用排水への影響」欄には、汚水は公共下水道へと記載があるが、「その他」欄には、建物等の建設は行わないとの記載があり、整合性が取れないのではないかと思います。これは、本件の転用目的は宅地分譲であり、建物建設前までの状態を記したものです。なお、建築される住宅は一般住宅につき日照通風に影響はありません。

他の議案には事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区の伊藤委員、よろしいですか。

伊藤委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の3件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、1番、2番、3番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの上から4番目から2ページの上から1番目までの厚南地区の議案、4番から7番までの4件について説明します。

いずれの議案も事前質問はありませんでした。5番について、申請地の一部に転用許可の妨げとなる賃借権が設定されており、代理人行政書士に指摘したところ、本日配布しました報告第4号のとおり、令和5年2月9日付けで合意解約届が提出されています。これにより、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 厚南地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区の田中委員、よろしいですか。

田中委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の4件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、4番、5番、6番、7番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は2ページの上から2番目から5番目までの東岐波地区の議案、8番から11番までの4件について説明します。いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。以上です。

議 長： 東岐波地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか。

正司委員： はい。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の4件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、8番、9番、10番、11番は許可します。。次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は3ページ、農地法第3条の許可申請が2件あります。旧市地区の議案1番、厚南地区の議案2番について説明します。

旧市地区の議案1番について質問がありましたので回答します。質問は、従農者の欄の人数についてです。本件は社会福祉法人が、障害福祉サービス事業所の利用者の体験・実習農場として利用するため取得しようとするものであり、作業に従事する者として、施設職員と利用者を含めた人数を記載したものです。

他の議案には事前質問はありませんでした。申請内容はいずれも議案書に記載のとおりです。事務局で申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： この社会福祉法人●●●とはどのような法人ですか。

事務局： ●●●●という名称で障害者関係の施設を経営している法人です。

議 長： 分かりました。

この頃、社会福祉法人が農地を購入して農作業をするという話をちらほらと聞きます。以前、ある社会福祉法人から、土地を借りて大根や豆を作っているが、収量が上がらないので教えてくれないかという話がありました。このようなケースが今後も出てくると思いますので、皆さんもよく知っておいてください。

本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、1番、2番は許可します。
次に、議案第3号、非農地証明申請について一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は4ページです。1番から5番までの5件あります。
2番と5番について、訂正表のとおり訂正があります。
いずれの議案も事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第4号、農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は5ページから14ページです。14ページについて訂正表のとおり訂正があります。
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借による利用権の設定及び農地の所有権の移転の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
東岐波、厚南、厚東、万倉の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定します。

次に、議案第6号、農地法施行規則第17条の別段の面積の廃止に伴う告示について、及び議案第7号空き家に付随する農地の別段の面積の設定にかかる事務処理要領の廃止について、並びに議案第8号宇部市農業委員会が管理する個人情報保護の保護に関する規程の改正について、いずれも法令の改正に伴うものですので一括して上程します。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案書は、追加議案書となります。
まず、議案第6号及び議案第7号について説明します。
追加議案書の1ページから5ページです。これは、農地法第3条第2項第5号が削除されたことに伴い、議案第6号において、この規定に基づき農地法施行規則17条で整備した告示を廃止すること、議案第7号において関連する事務処理要領を廃止することについて、承認を求めるものです。

次に、議案第8号について説明します。
追加議案書は、6ページから8ページです。これは、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴って国及び地方公共団体の個人情報保護制度が同法に一元化されたことにより、令和5年12月議会において宇部市個人情報保護条例が廃止されたことに伴い、宇部市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程についても所要の整備が必要となったことから、承認を求めるものです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。議案第6号、議案第7号、議案第8号について、議案書記載のとおり、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第6号、議案第7号、議案第8号は、議案書記載のとおり承認することとします。

付議事項は終わりました。

次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は4件あります。順に説明します。

報告第1号、議案書は15ページです。小野地区に所在する農地所有者から果樹畑にするため田を畑とする旨の届出に伴う報告です。

次に、報告第2号、議案書は16ページです。認定電気通信事業者が送電用電気工作物の敷地に供するための転用は、転用許可不要で計画協議でよいとされています。このたび、楠地区内で携帯電話の無線基地局設置の協議があり、担当地区で協議した結果、異議なし回答を行った旨の報告です。

次に、報告第3号、市内に事業所を有する一般法人から農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しです。

報告第4号については、議案第1号において説明したとおりです。

議長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。

これら報告事項であり了解いただきたいと思えます。

報告第1号について、田を果樹園にして何を作られるのですか。

野村委員： この農地は低湿田で長く耕作放棄地でしたが、一部を少しかさ上げして柚子を栽培する計画を立てておられます。

議 長： ありがとうございます。柚子は多少水が無いと出来が悪いですから、よいこと
ですね。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程について連絡)

議 長： すべての議事、報告が終わりました。
これを持ちまして、2月定例総会を閉会します。

(10:25 終了)